

国運審第26号
平成22年12月9日

国土交通大臣 馬淵澄夫 殿

運輸審議会会长 大屋則之

答申書

天草エアライン株式会社からの混雑空港運航許可申請について

平22第9037号

平成22年11月11日付け国空事第505号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

天草エアライン株式会社の申請に係る混雑空港（大阪国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適當である。

理 由

1. 申請者は、大阪（大阪国際空港）～熊本（熊本空港）間において国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、当該路線において平成22年12月15日からボンバルディア式DHC-8-103型機を使用し、1日1往復の運航を行おうとするものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 大阪国際空港においては、発着規制として、1日の発着回数を370回（うちジェット機200回及びプロペラ機170回）、1時間の発着回数を36回、連続する3時間の発着回数を93回（うち到着回数54回）とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める大阪国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、大阪国際空港における航空機整備等の所要時間及び熊本空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 当該路線では、現在、全日本空輸株式会社が1日3往復、エアーニッポン株式会社が1日2往復、株式会社ジェイエアが1日2往復及び株式会社ジャルエクスプレスが1日1往復の運航を行っている。

申請者による当該路線の運航は、現在のところ便の設定されていない時間帯を利用し、運賃面でも十分に配慮して、大阪～熊本間のみならず熊本経由で関西圏と天草地域を結ぶネットワークの開設を図ろうとするものである。

こうした取り組みは、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争状態の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は当該空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。